

第 7 号議案

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市福祉事務所設置条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 6 号）及び
亀岡市福祉医療費支給条例（昭和 5 0 年亀岡市条例第 2 3 号）の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 9 月 8 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給
条例の一部を改正する条例

（亀岡市福祉事務所設置条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市福祉事務所設置条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦
福祉法」に改める。

（亀岡市福祉医療費支給条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市福祉医療費支給条例（昭和 5 0 年亀岡市条例第 2 3
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父
子並びに寡婦福祉法」に、「第 1 7 条」を「第 6 条第 6 項」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。